

令和6年4月16日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
健康危機管理課

令和6年度医療施設等施設整備費補助金及び設備整備費補助金における  
新興感染症対応力強化事業について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るため、病室等の感染対策に係る整備費等を補助する新興感染症対応力強化事業（以下「事業」という。）を新たに実施することとしました。

このことについて、別紙のとおり令和6年4月12日付けで通知していますので、貴会会員への周知をお願いいたします。

担当 感染症管理グループ  
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）  
（担当者 山田）



令和6年4月12日

各病院開設者様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
健康危機管理課

令和6年度医療施設等施設整備費補助金及び設備整備費補助金における  
新興感染症対応力強化事業に係る募集について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るため、病室等の感染対策に係る整備費等を補助する新興感染症対応力強化事業（以下「事業」という。）を新たに実施することとしました。

については、事業について、貴院において整備計画がある場合は、計画書等の必要書類を提出してください。

なお、本事業は国の補助事業を活用する事業であり、国及び県の予算の範囲内で補助を行うものです。そのため、今回の計画書等を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

また、協定書(案)の事前確認については、追って通知します。

#### 1 事業内容

別紙「新興感染症対応力強化事業」のとおり

#### 2 対象となる医療機関

広島県と、病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする医療措置協定を締結する医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）

#### 3 提出書類

次の県ホームページを参照してください。

「新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業）について」

（リンク：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/hcdc-iryokyouteihojyo.html>）

#### 4 提出期限

令和6年5月10日（金）【厳守】

※原則、期限以降の受付はできません。期限内に提出をお願いします。

## 5 事業計画書等の提出先

### (1) 電子メールの場合

hcdc@pref.hiroshima.lg.jp

※ 件名に「新興感染症対応力強化事業に係る事業計画書」と記入

### (2) 郵送の場合（※電子メールでの提出が難しい場合のみ）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局健康危機管理課 感染症管理グループ

## 6 注意事項

- (1) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、関係法令等に沿った計画としてください。
- (2) 補助事業は単年度会計のため、**令和6年度中に事業を完了する必要があります。**
- (3) **事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。**補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業への着手をしないでください。  
**※内示前に着手した工事や購入した設備等については、補助対象となりません。**
- (4) 現時点で協定締結の手続きに着手していなくとも、協定締結の意思がある場合は申請可能です。
- (5) その他留意事項については、別紙「新興感染症対応力強化事業に係るQ&A」に記載していますので、必ず確認してください。

## 7 今後のスケジュール（予定）

- ・内示：6月以降
- ・交付申請、交付決定：6月以降

担当 感染症管理グループ

電話 082-513-3068（ダイヤルイン）

（担当者 山田）

## 新興感染症対応力強化事業

1 感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「**病床確保**」に係る協定を締結する**病院、診療所**が実施する施設・設備整備事業

区 分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
<b>施設</b> 整備事業	○病室の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等	左記に要する工事費 又は工事請負費	1 室あたり 14,546,000 円	2/3
	○病棟等の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修 等 ○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積 1㎡あたり 基準単価 239,300 円	10/10
<b>設備</b> 整備事業 ※新規購入及び増設する場合に限る。	○簡易陰圧装置	左記購入費	1 病床あたり 4,320,000 円	10/10
	○検査機器（PCR 検査装置） ※NEAR 法や LAMP 法の等温遺伝子増幅装置は補助対象外	左記購入費	1 台あたり 9,350,000 円	
	○簡易ベッド	左記購入費	1 台あたり 51,400 円	

2 感染症法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「**発熱外来**」に係る協定を締結する**病院、診療所**が実施する施設・設備整備事業

区分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
<b>施設</b> 整備事業	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積1㎡あたり 基準単価 239,300円	10/10
<b>設備</b> 整備事業 ※新規購入及び増設 する場合に限る。	○検査機器（PCR検査装置） ※NEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象外	左記購入費	1台あたり 9,350,000円	10/10
	○簡易ベッド	左記購入費	1台あたり 51,400円	
	○HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	左記購入費	1施設あたり 905,000円	

3 感染症法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「**自宅療養者への医療の提供**」に係る協定を締結する**病院、診療所、薬局、訪問看護事業所**が実施する施設整備事業

区分	対象事業	対象経費	基準額	補助率
<b>施設</b> 整備事業	○個人防護具保管施設の整備 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	左記に要する工事費 又は工事請負費	対象面積1㎡あたり 基準単価 239,300円	10/10

## ○新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
1	全般	—	事業は、いつから着手できるのでしょうか。	内示後に、着手できます。施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。なお、内示は令和6年6月以降となる予定です。
2	全般	—	新興感染症対応力強化事業は令和6年度中に整備を完了する必要があるのか。	令和5年度国補正予算による本事業は、令和6年度に繰越して実施することを予定しているため、令和6年度中に完了させる必要があります。 令和7年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。
3	設備整備	個人防護具	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はありますか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
4	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫整備として、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのでしょうか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。 原則、建築基準法に基づく建物の設置・改修とみなされるものが補助対象となります。
5	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となりますでしょうか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
6	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となりますでしょうか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
7	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫については、イナバ物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
8	全般	—	結核モデル病床も、施設整備・設備整備の補助対象となりますか。	結核モデル病床も、協定による病床確保に関する整備の場合は、補助対象となります。
9	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてください。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。

## ○新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
10	施設整備	病室の感染症対策に係る整備	<p>○施設整備事業計画書(様式3-16) 病室の感染症対策に係る整備</p> <p>①整備事業期間の着工とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか</p> <p>②事業の種別とは何を指すのでしょうか</p> <p>③専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか</p> <p>○補助の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるのでしょうか</li> <li>・救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのでしょうか</li> </ul>	<p>○施設整備事業計画書(様式3-16) 病室の感染症対策に係る整備</p> <p>①一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。</p> <p>②今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。</p> <p>③病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。</p> <p>○補助の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものと考えています。</li> </ul>
11	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>質問（No. 7）で例示されたイナバ物置のような倉庫について、地面に基礎を作り、その上に固定するものは、建築（増築）工事に該当する（＝補助対象となる）という認識でありますが、相違ありませんでしょうか。</p>	<p>物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。</p>
12	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>「個人防護具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えておりますが、間違いありませんでしょうか。</p>	<p>病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。</p>

## ○新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
13	設備整備	PCR検査機器	<p>PCR検査機器の補助について、PCR法の検査機器のみが補助対象となるのでしょうか。</p> <p>例えばコロナ包括交付金では対象であったNEAR法やLAMP法等の温遺伝子増幅装置は補助対象になりますか。</p>	<p><b>今回の補助事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」を対象としています。</b></p> <p>本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。</p> <p>検査機器の整備について、新型コロナウイルスの検査にはPCR法以外にも用いられていることは承知していますが、今回はその他の検査法と比較し比較的早期から検査を行うことが可能であり、かつ精度が高いという利点も考慮し<b>「PCR検査装置」を対象</b>としています。</p> <p>PCR法とLAMP法は核酸増幅のメカニズムが異なっており、核酸増幅法にPCR法、LAMP法、NEAR法等は含まれますが、PCR法は温度変化を伴うPolymerase chain reactionを活用した検査であり、鎖置換反応を用いるLAMP法やNicking enzymeを用いるNEAR法は含まれていないという認識です。</p> <p>また、RT-PCR法とPCR法は増幅対象がRNAかDNAかという違いであり検査方法として本質的な違いはないと考えられます。</p> <p><b>リアルタイムPCR法</b>は、PCR法の中でも定量的な検査ができる利点がありますが、こちらは<b>PCR法として整理可能</b>と考えます。</p> <p>該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等を参考にご判断ください。</p> <p>なお、厚生労働省として補助対象となる特定の機器について具体的に例示することはできませんが、医療機器として承認されているものが原則と考えています。</p> <div style="text-align: center;"> </div>
14	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないという認識で良いでしょうか。</li> <li>・とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3-16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのでしょうか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。</li> <li>・当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）を記載してください。</li> </ul>
15	施設整備	個人防護具保管施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事を伴うキャビネット等の設置の補助対象範囲について 質問（No. 4）で「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。」と記載されていますが、備蓄倉庫を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか？</li> <li>2 設置場所について 薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することも補助対象となるのでしょうか？</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。</li> <li>2 初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。</li> </ol>



## ○新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
16	施設整備	病床の感染対策に係る整備	<p>①新興感染症患者を受け入れるための個室整備（トイレ等の付属設備の整備を含む）とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となり得るか。</p> <p>②また、①が不可である場合、同補助金メニューの「病棟等の感染対策に係る整備」の活用等により、可動式パーティションの設置により多床室を個室化する計画と併せ、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、上記「病室の感染対策に係る整備（トイレ新設）」の補助対象となり得るか。</p>	<p>①②「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 （当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は1/3となります。）</p>
17	設備整備	設備	既存設備の更新は補助対象となりますか。	既存設備の更新は補助対象外となります（新規購入・増設は補助対象となります）。
18	施設整備	対象外経費	補助対象外経費に該当する費用とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得又は整地に要する費用</li> <li>・門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用</li> <li>・設計その他工事に伴う事務に要する費用</li> <li>・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</li> <li>・その他整備費として適当と認められない費用</li> </ul>
19	設備整備	PCR検査機器	<p>・検査機器（PCR検査機器）の補助基準額は1台当たり9,350,000円となっております。 特定の検査キットにしか対応していない機器（安価）や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器（高価）等、様々種類がありますが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はありますか。</p>	<p>本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。 PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。</p>

※国より当該補助事業に係る考えが追加で示された場合、順次、加筆・修正・追加します。